

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

「法華七喩」の表示で用いられる 当然・義務の助動詞

椿 正 美

0. はじめに

大乘仏教の経典『妙法蓮華経』（以後は略称『法華経』を使用）の文中では、提示された理論を説くための表現手段として譬喩が用いられた部分が見られる。それらの譬喩は、燃え上がる家屋から長者が子供達を説得して脱出を促す〈火宅喩〉、宝所を求めて歩く人々の疲れを癒すために導師が神通力で都城を造り上げる〈化城喩〉等合計7種類の内容が含まれ、それらはインドの仏教僧 **vasu-bandhu**（400年頃没、訳名は世親または天親）の自著『法華論』で「法華七喩」と総称されている¹⁾。

「法華七喩」各譬喩の名称と収録された品は、次の通りである。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 〈火宅喩〉 — 「譬喩品」 | 〈衣珠喩〉 — 「五百弟子受記品」 |
| 〈窮子喩〉 — 「信解品」 | 〈髻珠喩〉 — 「安樂行品」 |
| 〈草木喩〉 — 「薬草喩品」 | 〈医子喩〉 — 「如来寿量品」 |
| 〈化城喩〉 — 「化城喩品」 | |

これらの譬喩の多くは、揭示の目的が読み手に対する教導にあるため、文中の該当部分では、行為の実行や状態の維持の強制を意味する形式が構成されている。そのような形式では、強制される行為や状態の内容を示す表現に当然・義務の助動詞が前置され、全体の文意は「～しなければならない」「～するべきだ」となる。

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

当然・義務を示す助動詞には“当”“須”等が含まれ、“当”を使用して行為の実行の強制を表現する場合には、次のような形式が構成される。

“当” + A（動詞）

行為

当然、Aしなければならない。

本論では、助動詞“当”“応”“宜”の使用状況を調査対象に取り上げ、「法華七喩」が表示された部分に於けるそれぞれの使用効果について分析する。

1. “当”

1. 1. 語義と使用状況

『説文解字』には、“当”について“田相値也（「田、相ひ値るなり」）。”とあり、二つの田の面積が釣り合う状態を示すと記されている。このことから、“当”は比較される複数の事物が合致する状態の形容と解釈され、そこに求められる厳しさから、相手に対する「当然あるべき状態」の強制を示す表現に用いられたと考えられる。

王力1963：1193は、“当”の語義として（一）“面对（「面と向かう」）”（二）“處在某個地方（「どこかに存在する」）”（三）“應該（「～すべきである」）”“必定（「必ず～する」）”（四）“判決（「判決を下す」）”（五）“合適（「適切である」）”を挙げ、当然・義務を示す場合は（三）の“應該”に当たる。例えば、杜甫「前出塞」“挽弓当挽強、用箭当用長（「弓を挽かば当に強きを挽くべし、箭を用ひば当に長きを用ふべし」）。”では、“挽強”と“用長”が“挽弓”“用箭”それぞれの行為を実行する際に維持すべき状態に当たる。

『法華經』全文中で当然・義務を示す助動詞として使用される語彙の中では、“当”は使用頻度が最も高く、全体の約67.4%を占めている。内容に「法華七喩」の譬喩を含む各品に於ける使用回数は、「譬喩品」8「信解品」4「葉草喩品」4「化城喩品」9「五百弟子受記品」2「安樂行品」2「如来寿量品」6となり、“当得成仏（「当に成仏することを得べし」）”等の構成に適用されている。

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

1. 2. 〈火宅喩〉〈化城喩〉終結部分で表現される語調の強化

望月1966:382は、漢訳された『法華経』に見られる「薬草喩品」の内容には〈草木喩〉について説かれた部分はあるが〈薬草喩〉について説かれた部分が欠けていることを指摘し、同譬喩を〈草木喩〉の直後に加えることにより「法華八喩」との呼称も可能であると主張している。更に、〈火宅喩〉から〈薬草喩〉までを「法華八喩」の前半部、〈化城喩〉から〈医子喩〉までを後半部とすれば、前半部の主題は「薬」、後半部の主題は「医」となり、「良薬」は教（法）、「良医」は仏に譬えられるので、仮に「法華八喩」を設定しても前半部と後半部の内容は相照応するとも述べている。

この分類法に基づけば、〈火宅喩〉と〈化城喩〉は、「法華八喩」前半部と後半部それぞれの内容の幕開きという極めて重要な位置を占めた譬喩との見方も成立する。そのような価値が含まれた〈火宅喩〉〈化城喩〉の終結部分では、それぞれの内容を締め括る象徴的な表現が構成され、そこでも当然・義務を示す助動詞には“当”が使用されている。

次に例文を挙げる。

(1) T09-0016B²⁾

汝当為説、妙法華経。(〈火宅喩〉)

汝当に為に、妙法華経を説くべし。³⁾

(2) T09-0027B

為仏一切智、当發大精進。(〈化城喩〉)

仏の一切智の為に、当に大精進を發すべし。

(1) では、主体が実行すべき行為には“説”が当たり、賓語として“妙法華経”が後続されている。この部分は詩頌の形式で構成され、直前には“如是等人、則能信解（「是くの如き等の人は、則ち能く信解せん」）。”が置かれている。文中の指示代詞“是”は、全体の内容から“求仏道者（「仏道を求める者」）”を指示していることが分かる。

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

また、この詩頌は舍利弗に対して告げられたものであり、それを指す人称代詞“汝”が冒頭に配されたことにより、発言の対象が明らかにされている。同様の表現には、他にも〈窮子喩〉の“汝当動作（「汝当に動作すべし」）。”、〈化城喩〉の“汝等当前進（「汝等当に前進むべし」）。”等が挙げられ、何れの場合でも“汝”の配置により語調の強化が示されたと捉えられる。

（2）では、実行すべき行為には“発”が当たり、賓語として“大精進”が後続されている。この部分も詩頌の形式で構成され、後部“当発大精進”の目的として前部“為仏一切智”が掲示されている。（2）の場合も直前に“汝所得非滅（「汝が所得は滅に非ず」）。”とあり、（1）と同様、人称代詞“汝”の適用により語調の強化が示されている。

このように語調の強化が示された表現には、発言の対象者を示す固有名詞が主語の位置に配された形式も存在する。例えば、特定の相手に対する知識の保持の強制を表現する場合には、“当知～”より前部に対象者を示す固有名詞が置かれた形式も構成され、この表現には〈火宅喩〉の“舍利弗、以是因縁、当知（「舍利弗、是の因縁を以て当に知るべし」）。”、〈草木喩〉の“迦葉当知、如来是諸法之王（「迦葉、当に知るべし、如来は是れ諸法の王なり」）。”等が用例として挙げられる。

以上挙げた使用例は、何れも譬喩を通じて説かれた理論について、読み手または文中に於ける対象者に向けて解説された部分である。伝達される相手の立場により表現の手法を区別するならば、相手が読み手の場合には直接的手法によって伝達が試みられたが、文中に於ける対象者の場合は間接的手法が使用されたと解釈される。

1. 3. 物語的な部分で使用された“当”の語義に含まれる主観性

「法華七喩」の譬喩について説明された部分は、読み手に様々な理論を分かり易く説くことを目的に設定されているため、内容は文中で展開された物語的な

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

部分を中心に構成されたものが多い。そのような部分は、強い説得力によって読み手を譬喩の主題に導く必要があるので、特に当然・義務の表現には、書き手の強い意志が込められている。

牛島1967：100によれば、“当”の語義には「主体または筆者の主観的判断を強調する要素」が含まれ、そのような主観性は、各譬喩の物語的な部分に於いても濃厚である。ここでは、譬喩の物語的な部分で使用された“当”の使用効果について述べる。

次に例文を挙げる。

(3) T09-0012B

我当為説、怖畏之事。(〈火宅喩〉)

我当に為に怖畏の事を説くべし。

(4) T09-0027A

汝今勤精進、当共至宝所。(〈化城喩〉)

汝今勤め精進して、当に共に宝所に至るべし。

(5) T09-0043A

我今当設方便、令服此薬。(〈医子喩〉)

我今当に方便を設けて此の薬を服せしむべし。

(3)は、〈火宅喩〉の中で長者が燃え上がる家屋で何も知らずに遊ぶ子供達に脱出を促すよう自分自身に命じるという心理状態を描写した場面に含まれる。ここでは、“説”が実行すべき行為に当たり、賓語として“怖畏之事”が後続されている。また、第一人称を示す人称代詞“我”が主語になることから、長者自身が命令の対象であることも分かる。

(4)は、〈化城喩〉の中で都城を造り上げた導師が同行した人々に出発を促す場面での発言内容に含まれる。ここでは、“至宝所”が実行すべき行為に当たり、その実現に必要な要素として“勤精進”が揭示されている。(3)とは異なり、命令の対象には第二人称を示す人称代詞“汝”が使用され、これは導師に

「法華七喻」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

同行した人々を指している。

(5) は、〈医子喻〉の中で毒薬を飲んで苦しむ子供達に対して良薬を服用させる必要があることを子供達の父親に当たる医者が自分に言い聞かせるという心理状態を描写した場面に含まれる。ここでは、主体が実行すべき行為には、子供を対象とする使役表現“令服此薬”、その手段となる“設方便”が当たり、対象には(3)と同じく第一人称“我”が使用されている。このように“我”が主語となり、“当”以後の位置に手段を示す表現と使役の表現が続く形式は、他に〈火宅喻〉の“我今当設方便、令諸子等、得免斯害（「我今当に方便を設けて諸子等をして斯の害を免るることを得せしむべし。」）”がある。

王力1954:147は、当然・義務を示す助動詞の性質を〈純粹的必要〉(mere necessity)と〈道徳上の必要〉(moral necessity)に分類し、前者を示す語彙の例として“須”、後者を示す語彙の例として“当”を挙げている。(3)(4)(5)では、“当”の適用により表現された要求の内容は確かに道徳的な必要性から発生したものであり、そこには『説文解字』に“田相値也”と記された合致の厳しさが活用されたと判断される。

2. “応”

2. 1. 語義と使用状況

『説文解字』には、“応”について“従心雁声（「心に従ひ雁の声」）。”とあり、字形は意符“心”と音符“雁”による形声と解釈される。藤堂1978:456は“雁”が意符としての機能も發揮すると指摘し、「人が胸に鳥を受けたさま」を描写すると捉え、これを取り入れて構成された“応”は「先方から来るものを受け止める意を含む」と説明している。つまり、“応”は「当然こうすべきだという認定」も示し、その機能が当然・義務の助動詞に於いても發揮されたと考えられる。

“応”は発生時期が“当”より新しく、後漢以後に多く使用されていた。但

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

し、『説文解字』には“応、当也（「応は当なり」）。”ともあり、“当”とは類似の機能を発揮することが認められていた。例えば、劉廷芝「代悲白頭翁」“応憐半死白頭翁（「応に憐れむべし半死の白頭翁」）。”では、実行すべき行為には“憐”が当たる。

『法華経』全文中で当然・義務を示す助動詞として使用される語彙の中では、“応”は使用頻度が全体の約22.9%を占め、この数値は“当”の約3分の1に当たる。内容に「法華七喩」の譬喩を含む各品に於ける使用回数は、「譬喩品」3「信解品」1「薬草喩品」2「化城喩品」2「五百弟子受記品」1「安楽行品」6「如来寿量品」0となり、“応到此（「此に到るべし」）”等の構成に適用されている⁴⁾。

2. 2. 間接的手法による説明

“応”の場合も“当”と同様、譬喩を通じて主体が他者に対し難解な理論を説くために行為や状態を強制する描写の構成が確認される。その場合は強制の相手が文中の人物となり、結果的に読み手に対する説明または忠告が構成されるので、表現の手法としては間接的と判断される。

次に例文を挙げる。

(6) T09-0018C

於諸世間、天人魔梵、普於其中、応受供養。（〈窮子喩〉）

諸の世間、天人魔梵に於て、普く其の中に於て、供養を受くべし。

(7) T09-0019B

汝等天人、阿脩羅衆、皆応到此、為聽法故。（〈草木喩〉）

汝等天・人・阿脩羅衆、皆此に到るべし、法を聴かんが為の故に。

(8) T09-0039A

持此経者、於家出家、及非菩薩、応生慈悲。（〈髻珠喩〉）

此の経を持たん者は、家と出家と及び非菩薩とに於て慈悲を生ずべし。

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

（6）は、〈窮子喩〉で表示された理論に対して摩訶迦葉が詩頌の形式により説明した部分に含まれる。主体が実行すべき行為には“受”が当たり、賓語“供養”が後続し、阿羅漢となった自分達には世間の天・人・魔・梵の供養を受ける必要のあることが主張されている。

（7）は、仏が〈草木喩〉で表示された理論について説明するため人々に集まるよう呼び掛ける必要があることを摩訶迦葉に告げた内容に含まれる。実行すべき行為には“到此”が当たり、その理由を示す表現として“為聴法”が補足されている。

（8）は、仏が〈髻珠喩〉で表示された理論について詩頌の形式により説明した部分に含まれる。実行すべき行為には“生慈悲”が当たり、主体となる“持此經者”には全ての者に対して慈悲の力を示す義務があることが表現されている。

2. 3. “当”との連用

黎綿熙1992：102は、漢語の助動詞の用法を動詞との位置関係に基づいて「前附」と「後附」に分け、当然を表す用法は「前附」に属している。その中には、“当”“応”と共にその両者を合成した“応当”も含まれる。この“応当”は、『法華経』文中に於ける使用回数は少なく、「法華七喩」の譬喩を含む各品に於ける使用回数は「譬喩品」1「化城喩品」1「安樂行品」1の合計3回となっている。

次に例文を挙げる。

（9）T09-0026B

如是衆過患、汝等应当知。（〈化城喩〉）

是の如き衆の過患、汝等应当に知るべし。

（10）T09-0039B

应当親近、如是四法。（〈髻珠喩〉）

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

応当に是の如き四法に親近すべし。

(9) は、仏が〈化城喩〉で表示された理論について詩頌の形式により説明した部分に含まれる。実行すべき行為には“知”が当たるが、その賓語“衆過患”は前置され、指示代詞“是”は直前の“無明至老死、皆從生縁有（「無明より老死に至るまで、皆生縁に従って有り）」を指している。

(10) は、仏が〈髻珠喩〉で表示された理論について詩頌の形式により説明した部分に含まれる。実行すべき行為には“親近”が当たり、賓語“如是四法”が後続されている。直前には“欲得安穩、演説斯經（「安穩にして、斯の經を演説することを得んと欲せば）」とあり、(10) の表現が成立するための条件が揭示されている。

“応当”を含む表現について、戸田1965：168は、“応”“当”を連用させて4字句または5字句を揃えた形式と捉え、「声調の美しさを求めようとする漢文特有の修辭的要請による」ものとしている。漢訳仏典は読誦を目的に構成されているため、このような修辭的特徴の効果が必要となり、(9) (10) に見られる“当”との連用もそれに基づいて発生した現象と考えられる。

3. “宜”

3. 1. 語義と使用状況

『説文解字』には、“宜”について“從宀之下、一之上、多省声（「宀の下、一の上に従ふ、多の省声なり）」とあり、字形は「屋根」を示す“宀”と「肉が盛られた状態」を示す“多”による会意と解釈される。このことから、白川1996：268は、“宜”の語義について「肉を殺いで俎上に載せ、これを以て祈ること」と解釈して「神が供薦を受けること」とし、「適可の意となる」と述べている。

黎綿熙1992：104が設定した「前附」の助動詞の中で当然を示す種には“応”と共に“宜”も含まれ、両者は類似の機能を発揮することが認められている。

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

例えば、『貞観政要』「教誡太子諸王」“此宜常置于座右、用為立身之本（「此れ宜しく常に座右に置き、用って身を立つるの本と為すべし」）。”では、“常”以下の部分が実行すべき行為の内容に当たる。

『法華經』全文中で当然・義務を示す助動詞として使用される語彙の中では、“宜”は使用頻度が全体の約2.9%を占め、この数値は“当”の約20分の1に当たる。内容に「法華七喩」の譬喩を含む各品に於ける使用回数は、「譬喩品」2「信解品」1「藥草喩品」0「化城喩品」1「五百弟子受記品」0「安樂行品」0「如来寿量品」0となり、極めて少ない。

3. 2. 「適切」の語義の助動詞での応用

当然・義務を示す助動詞としての“宜”の価値について、太田1964:138は「形容詞が補動詞的に用いられたもの」と分析し、本来は形容詞“宜”に含まれていた「適切」の語義が助動詞で応用されたとしている。また、戸田1965:169は、“宜”は「～する方がよい」を意味するとし、相手に忠告したりする時に用いられたと述べている。

次に例文を挙げる。

(11) T09-0012C

汝等於此火宅、宜速出来。（〈火宅喩〉）

汝等此の火宅より宜しく速かに出で来るべし。

(11)は、〈火宅喩〉の中で長者が燃え上がる家屋で遊ぶ子供達に早く脱出するよう命じた際の発言内容に含まれる。主体が実現すべき行為には“出来”が当たり、発生する地点の説明として“於此火宅”が掲示されている。直前には“此舎已焼（「此の舎已に焼く」）。”とあり、(11)が発生するする要因について明確にされている。“汝等”は子供達を意味し、それが主体に当たる。

劉利2000:21によれば、同じく当然・義務を示す助動詞“当”は周代初期に頭角を現し、その用例の数量は“宜”に及ばなかったが、春秋時代の文献では

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

“当”が使用されて“宜”は姿を消している。更に、戦国時代の後期に“宜”の使用状況は再び勢力が高まり、“宜”の使用頻度は“当”の賓度とは勢力を分け合うものになったと分析されている。

3. 3. 禁止の使役表現が補足された形式

本論の調査対象に含まれる“宜”構文には、前部で当然・義務の表現が構成され、それを実現するための目的、または実現することにより得られる結果が後部に補足された用例も見られる。

次に例文を挙げる。

(12) T09-0014B

方宜救済、令無焼害。(〈火宅喩〉)

方に宜しく救済して、焼害なからしむべし。

(13) T09-0017B

宜加用心、無令漏失。(〈髻珠喩〉)

宜しく用心を加うべし、漏失せしむることなかれ。

(12) は、仏が〈火宅喩〉で表示された理論について詩頌の形式により説明した部分に含まれ、実行すべき行為には“救済”が当たる。そこでは、長者が子供達を燃え上がる家屋から無事に脱出させる使命感が描かれ、その時の動作については、直前に“長者聞已、驚入火宅（「長者聞き已って、驚いて火宅に入る」）」と描写されている。

(13) は、〈髻珠喩〉の中で長者が貧しい男（実は息子）に財産を譲ることを宣言した内容に含まれ、実行すべき行為には“加用心”が当たる。ここでも直前に“今我與汝、便為不異（「今我と汝と便ち異らず」）」とあり、財産を譲る側と受け取る側が同類であることが示されている。

(12) 後部の“令無焼害”、(13) 後部の“無令漏失”は、前部で示された要求の内容に補足された部分に当たり、共に禁止を示す使役表現となっている。文

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

全体の構成では、まず(12)“救済”(13)“加用心”の実行が“宜”の適用により「適切」であることが示され、それに続く後部では、その際に避けるべき状況の発生を防ぐ意志が語調の強い禁止表現により示されたと判断される。

4. “不応”と“不宜”

黎綿熙1992:143は、漢語で禁止を示す際には副詞“不”が常用され、助動詞または動詞に付加されると説明している。当然・義務を示す助動詞も否定副詞“不”の前置により禁止の表現を構成し、その場合は「～するべきでない」が文意となる。例えば、『韓非子』「喩老」“此宝也……不宜為細人用（「此れ宝なり……宜しく細人の用と為すべからず」）。”では、禁止すべき行為には“為細人用”が当たる。

『法華経』全文中では用例が少なく、“不応”2回、“不宜”1回の合計3回となり、“不当”の用例は全く見られない。また、内容に「法華七喩」の譬喩を含む品に於ける使用回数は、「譬喩品」“不応”1 “不宜”1 「安樂行品」“不応”1 となり、「不」+当然・義務の助動詞の使用範囲が「法華七喩」に関する部分に集中していることが確認できる。

次に例文を挙げる。

(14) T09-0012C

我財物無極、不応以下劣小車、与諸子等。（〈火宅喩〉）

我が財物極まりなし、下劣の小車を以て諸子等に与うべからず。

(15) T09-0012C

应当等心、各各与之、不宜差別。（〈火宅喩〉）

当に等心にして各各に之を与うべし、宜しく差別すべからず。

(14)(15)は、共に長者が子供達に豪華な乗り物を与えることを宣言した部分に含まれる。(14)では、“以下劣小車”から文末までが禁止すべき行為の内容に当たり、それが成立する条件として冒頭に“我財物無極”が揭示されてい

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

る。(15)では、“応当”の前置によって“各各与之”の強制が表現され、文末の“差別”が禁止すべき行為の内容に当たる。

戸田1965:170は、“宜”の語義について説明する中で、否定形“不宜～”を取り上げている。そこでは、例として本論(15)と同じ文が挙げられ、“不宜差別”の部分は和訳が「差別するのはよくない」となっている。

5. おわりに

所謂「法華七喩」に含まれる譬喩は、各品の主題となる理論について読み手に説明するために作成された部分であり、文中で表現された行為や状態の必要性を強調する場合には、冒頭に当然・義務の助動詞が置かれた形式が構成されている。本論で使用状況を調査対象に取り上げた“当”“応”“宜”は、基本的な意味には類似性が認められるが、原義や使用条件を確認すれば、その内容には微妙に異なる部分も含まれている。従って、全体の文意を正確に解釈するためには、強制の表現に込められた程度の強弱を把握するため、これらの使用効果の違いについても明らかにする必要がある。

調査の結果、使用回数が最多となる“当”は、本来の字義には『説文解字』に“田相値也。”とあるように複数の事物の「合致」に求められた厳しさが含まれることが判明し、しかも語義に「主観的判断を強調する要素」が含まれたとの可能性についても先行研究の結果から知ることができた。以上の事柄から、“当”は行為や状態の必要性について強い語調で主張する部分での使用には相応しいと判断された。これに対し、使用回数が最少となる“宜”は、「適切」の意味を含む形容詞が前身であり、使用する目的は「対象者への忠告」に止まるため、“当”“応”より語調は弱いことも判明した。

これら当然・義務の助動詞が譬喩の内容で使用された場合、そこでは読み手に対して間接的な表現が構成されたと解釈できる。これに対し、各品の主題となる理論について譬喩の内容を通じて解説された部分での使用は直接的な手法

「法華七喩」の表示で用いられる当然・義務の助動詞（椿）

となる。しかし、何れの場合も最終的には読み手が対象者となり、これらの助動詞を冒頭に配して強制を示す形式は、文意を読み手に深く理解させるためには必要な要素と断定できる。また、その中で特に語調の強い“当”が多用された現象は、『法華経』文中で譬喩の存在が如何に重要であるかを示すと解釈された。

〈参照文献〉

- 牛島徳次1967. 『漢語文法論（古代編）』大修館書店。
王力1954. 『中国語法理論（上巻）』、中華書局。
王力1963. 『古代漢語（第三冊）』、中華書局。
太田辰夫1964. 『古典中国語文法』、汲古書院。
大平宏龍2011. 「法華七喩のあらまし」、『大法輪』2月号：82-89頁。
白川静1996. 『字通』、平凡社。
藤堂明保1978. 『漢和大辞典』、学習研究社。
戸田浩暁1965. 『法華経文法論』山喜房仏書林。
望月一憲1966. 「法華経の譬喩について」、『印度学仏教学研究』第29号：382-385頁。
劉利2000. 『先秦漢語助動詞研究』、北京師範大学出版社。
黎綿熙1992. 『新着国語文法』商務印書館。

〈注記〉

- 1) 大平2011：82を参照。
- 2) 本論で引用された例文には『大正新脩大藏経』（全83巻、1925年7月発行、1988年2月普及版発行、大正新脩大藏経刊行会）文中での使用箇所を示す記号を付す。最初のTは「大正」、数字は巻数と頁数、最後のA～Cは段数を示す。
- 3) 各例文の直後には、参考のため『訓訳妙法蓮華経并開結』（井上四郎編輯、平楽寺書店、1957年1月発行）に書かれた書き下し文を付す。
- 4) 本論で掲示した“応”の書き下し文では「応に」が用いられていないが、これは上記『訓訳妙法蓮華経并開結』に於ける手法に従ったためである。

〈キーワード〉

譬喩、助動詞、当然、義務、強制